

常磐会短期大学 紀要投稿規程

常磐会短期大学の学術論文として、「常磐会短期大学紀要」(ANNUAL REPORTS OF STUDIES TOKIWAKAI COLLEGE)を発行する。

(投稿資格)

第1条 紀要に投稿できる者は、本学専任教職員(名誉教授を含める)であることを原則とする。ただし、以下の場合で紀要委員会において適当と認められた者については投稿を認めることがある。

- (1) 本学に相当年数勤務し退職した元専任教職員
- (2) 本学に3年以上勤務する非常勤講師(本務校のない場合)
- (3) 本学付属園に3年以上勤務する教職員
- (4) 本学卒業生(本学専任教職員との共著に限る)
- (5) 本学専任教職員と学外教育機関等の教職員による共著

(事前申込)

第2条 原稿募集並びに日程等については紀要委員会で決定し、告知する。

(投稿論文等の種類および内容)

第3条 投稿できる原稿等は次の通りとする。

- (1) 「論文」 学術的な研究成果を記述したもの
- (2) 「作品」 絵画、彫刻、デザイン、作曲等の作品
作品には写真または楽譜と解説を添えることとする
- (3) 「研究ノート」 研究テーマに関する中間的な報告を記述する
- (4) 「授業研究」 本学の授業で独創的かつ実践的な成果報告を記述する
- (5) 「その他」 「実践報告」、「翻訳」、「紹介」、「批評」等で紀要委員会において学術的価値が高いと認められたもの

2 投稿申込時に前項各号の種別を明示するものとする。

(投稿条件)

第4条 投稿原稿は、未発表のものに限る。ただし、本学の主催する研究会等において発表し、加筆を行ったものは未発表とみなすことができる。

- 2 投稿論文の内容は、他の出版物(国の内外を問わず)に既に発表あるいは投稿されていないものに限る。重複投稿は禁止する。
- 3 人および組織が対象である研究は、倫理的な配慮が十分にされている。研究倫理については「一般社団法人 日本保育学会倫理綱領」に従うものとする。

(編集・査読)

第5条 掲載は第3条の第1号から第5号の順列とし、紀要委員会で掲載原稿を決定する。
査読有の場合、投稿原稿は、紀要委員会委員長が委嘱した審査委員（外部委員を含む）
による査読を経て、採否を決定する。査読の詳細については、別に定める。

(原稿の分量および形式)

第6条 論文原稿は、A4サイズとし、8枚～16枚（20000字を上限）とする。その他の原稿についてはその半数以内を目途とするが、作品については申請時に必要ページ数及びカラーまたはモノクロ種別を明記しなければならない。原稿様式は「常磐会短期大学紀要投稿要領」によるものとする。

(著作権等)

第7条 掲載論文に関する著作権は投稿者（著者）に帰属する。

- 2 本文の一部や図・表等を他の著作物からの転載、オリジナル等を掲載する場合は、著作権に関わる手続きは、投稿者があらかじめ処理するものとする。
- 3 投稿者は、本学に対して、当該論文等の印刷、電子的記録媒体等への変換・複製、学内外への配布を原則として許諾するものとする。
- 4 投稿者は、本学及び本学が委託する機関等に対して、当該論文等のコンピュータネットワーク等での学内外への公開を原則として許諾するものとする。

(別刷りの配布)

第8条 希望者には、抜き刷り30部を上限として贈呈する。30部以上を希望する場合は、実費を徴収する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常磐会短期大学紀要委員会並びに教授会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は平成26年7月2日から施行する。

平成26年6月18日常磐会短期大学紀要委員会承認

平成26年7月2日常磐会短期大学教授会承認

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。（第9条の改定）

附 則

この規程は平成 29 年 9 月 9 日から施行する。

(第 4 条第 3 項、第 6 条の一部改訂)